

京都市告示第 296 号

平成 21 年 12 月 7 日京都市告示第 355 号（京都市北区要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のように改めます。

平成 27 年 8 月 10 日

京都市長 門川大作

第 3 項（要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第 25 条の 5 各号の該当する号）の表を次のように改めます。

名 称	児童福祉法第 25 条の 5 各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第 1 号
京都市北区役所福祉部	第 1 号
京都市北区役所保健部	第 1 号
京都市教育委員会生徒指導課	第 1 号
京都市立北総合支援学校	第 1 号
京都市楽只保育所	第 1 号
京都市立上賀茂幼稚園	第 1 号
京都府北警察署	第 1 号
社会福祉法人京都市北区社会福祉協議会	第 2 号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
一般社団法人京都北医師会	第2号
一般社団法人京都市西陣医師会	第2号
上京東部医師会	第2号
社団法人京都市私立幼稚園協会	第2号
社団法人京都府私立幼稚園連盟（北・上京担当）	第2号
社団法人京都市保育園連盟北区園長会	第2号
ひなどり学園	第2号
ポッポ	第2号
京都聖嬰会	第2号
北区内京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）	第2号
京都市中学校長会北・上京支部	第3号
京都市小学校長会北上支部	第3号
京都市小学校長会北下支部	第3号
京都市北区児童館・学童保育所連絡協議会	第3号
京都市北区民生児童委員会	第3号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
京都市北青少年活動センター	第3号
北区内小規模保育事業所	第3号
京都市長が指定する者	第3号

(北区役所福祉部支援保護課)